

事 務 連 絡  
平成30年7月26日

各 位

木津川市健康福祉部社会福祉課

障害福祉サービス及び通所支援のサービス提供に係る留意  
事項について（通知）

平素は、市社会福祉行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、障害福祉サービス及び通所支援のサービス提供に関しては、下記のとおりご留意いただきますよう、お願いいたします。

記

- 1 サービス提供について  
サービスは、支給決定を行ったサービス支給量の範囲内において、サービス等利用計画、障害児支援利用計画又はセルフプランの計画通りに提供を行うこと。やむを得ない理由などにより、計画にないサービス提供を行う場合には、事前に本市に相談を行うこと。なお、著しく計画の内容とかけ離れた提供がある場合には確認を行い、返戻対応とする場合がある。
- 2 サービス支給量をオーバーして請求がある場合について  
やむを得ない理由がある場合を除き、返戻対応とする。
- 3 やむを得ない理由について  
緊急にサービス提供を行わなければ、生命の危険がある場合、その他これに準じる場合とする。

担 当	〒619-0286 京都府木津川市木津南垣外110番地9 木津川市健康福祉部社会福祉課 障害者福祉係
電 話	(0774)-75-1211
F A X	(0774)-75-2083